

# 加西市店舗等建築のための宅地供給促進補助金

## ■目的■

店舗又はオフィスの建築を目的とした者に市街化区域内の土地を売却した土地所有者に対して助成することにより、低未利用地の土地の利活用を促進するとともに、中心市街地の活性化を図ります。

## ■補助金額■

長期譲渡所得に対する3%の額とし、1契約の売買につき100万円を上限とします。

## ■対象者■

次の要件を全て満たす個人

① 自己の所有する市街化区域内の土地(※1)を、自己の3親等外の者であって次の全てを満たしている者に対して売却する長期譲渡所得課税対象者。

ア 別表に掲げる事業を営む事業者であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める業種、社会通念上公序良俗に反する業種、宗教活動や政治活動を主たる目的とする営業、その他市長が適当でないとする事業を営む者を除く。

イ 継続的な経営を行う具体的な計画を有する者

② 不動産業を営む者でないこと

③ 市税等の滞納がない者

※1 幅員が4メートル以上の道路に面している土地の売却に限る。

## ■注意事項■

土地を売却しても、土地購入者が購入した土地に店舗及びオフィスの建築をしないと補助対象となりません。

## ■計算例■

所有する土地200坪を20万円/坪で売却した場合

売却金額：4,000万円

取得費：200万円

長期譲渡所得に対する住民税額：(4,000万円-200万円)×3%=114万円

補助金額：約100万円

## ■別表■

大分類	中分類
情報通信業	●通信業 ●放送業 ●情報サービス業 ●インターネット 附随サービス業 ●映像・音声・文字情報制作業
卸売業、小売業	●各種商品小売業 ●織物・衣服・身の回り品小売業 ●飲 食料品小売業 ●機械器具小売業 ●その他の小売業
金融業、保険業	●保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
不動産業、物品賃貸業	●不動産取引業 ●不動産賃貸業・管理業 ●物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	●学術・開発研究機関 ●専門サービス業(他に分類されないもの) ●広告業 ●技術サービス業(他に分類されないもの)
宿泊業、飲食サービス業	●宿泊業 ●飲食店 ●持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	●洗濯・理容・美容・浴場業 ●その他の生活関連サービス 業 ●娯楽業
教育、学習支援業	●学校教育 ●その他の教育、学習支援業
医療、福祉	●医療業 ●保健衛生 ●社会保険・社会福祉・介護事業
サービス業(他に分類されないもの)	●職業紹介・労働者派遣業 ●その他のサービス業

■手続きの流れ■

